HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	月刊DRF 第77号
Author(s)	デジタルリポジトリ連合
Description	事務局: 北海道大学附属図書館 http://drf.lib.hokudai.ac.jp/ で公開したもの
Issue Date	2016-06-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/73645
Type	journal
File Information	DRFmonthly_77.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

月刊 DRF
Digital Repository Federation Monthly

第77号
No. 77 June, 2016

【特 集 1】DRF新体制紹介 ― 運営委員長・運営委員・企画WG
【特 集 2】機関リポジトリ担当者のためのクリエイティブコモンズってなに？
【連 載】かたつむりとオープンアクセスの日常 第18回

DRF新体制紹介

平成28年度のDRF体制が決まりました。各運営委員・企画WGメンバーからのメッセージをお届けいたします。

運営委員長 あいさつ

新田孝彦
（北海道大学附属図書館長）

公共性という概念は、official・open・commonという三つの意味を含んでいると言われています（齋藤純一『公共性』、岩波書店、2000年）。機関リポジトリの役割は、公的な研究機関が（私立大学も公的セクターであることに変わりはありません）、その研究成果を保存・公開し、他の研究者や市民と共有することにありますから、この公共性の条件を十全に満たしています。この夏には「オープンアクセスリポジトリ推進協会」が発足しますが、そこでもDRFが培ってきたノウハウとネットワークは重要な役割を果たすはずです。全国の図書館員の連携によって、学術研究のオープン化がより一層推進され、図書館の貢献がより広く認知されるようになることを期待します。

新任運営委員 あいさつ

尾崎 文代
（鳥取大学）

今年度、運営委員を務めさせていただくことになりました。思えば企画WG主査を務めたのははや6年前！DRFも若返ったな～。新協会の設立の中で、DRFがこれまで培ってきたたくさんの財産を保ち続けていけるように、これからのことを一緒に考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

富田 健市
（北海道大学）

これまでも「委員長代理」を僭称し、運営委員会に関わってきましたが、DRFにとって節目の年を迎え、正式に参加させていただくこととなりました。機関リポジトリ推進委員会との連携も更に密にし、オープンサイエンスへと大きく舵を切りつつある状況に対応する機関リポジトリコミュニティの実現を目指したいと思います。

山本 和雄
（琉球大学）

以前は北のほうにもおりましたが、今度は南の果てから DRF に関わらせていただくことになりました。オープン化の潮流はますます広く深く展開しています。皆さまの情報共有が引き続き円滑であるよう、努めていきたいと思います。

平成２８年度 ＤＲＦ運営委員一覧

委員長	新田 孝彦	（北海道大学）
	尾崎 文代	（鳥取大学）
	鈴木 雅子	（静岡大学）
	鈴木 正紀	（文教大学）
	高橋 努	（広島大学）
	富田 健市	（北海道大学）
	森 いづみ	（お茶の水女子大学）
	山本 和雄	（琉球大学）

平成28年度DRF企画ワーキンググループ　メンバー一覧

主査　中谷　昇　（鳥取大学）
副査　川村　拓郎　（広島大学）
〃　佐々木　美由紀（北海道大学）
大園　岳雄　（香川大学）
佐藤　翔　（同志社大学）
近藤　絵理子　（北海道大学）
前田　翔太　（北海道大学）

主査・副査　あいさつ

IR・OAを取り巻く環境は、昨年度、副査となったときからさらに変化しつつあります。が、気持ちだけは変わっておりません。やりたいこと・やってほしいこと、あなたの思うところをぜひお聞かせください！「DRFがあるから大丈夫！」と思えるDRFを、一緒に作っていきましょう。一年間、どうぞよろしくお願いいたします！

中谷昇（鳥取大学）

機関をこえて意見交換が行える・一緒に手を動かせる環境はとても素敵なものだと思います。また、色々とチャレンジング(?)な話題もあるなか、現在においても、そのような場が必要であることに変わりはないでしょう。ぜひ、みなさまと一緒により良いコミュニティを作っていければと考えています。よろしくお願いいたします。

川村拓郎（広島大学）

「審議まとめ」にて、オープンサイエンス・オープンデータを推進する中で機関リポジトリの果たすべき役割と基盤整備の方向性が明確に示されました。月刊DRFやメーリングリストで情報共有しながら、皆さんと一緒にこれからのリポジトリについて考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐々木美由紀（北海道大学）

新任企画WGメンバー　あいさつ

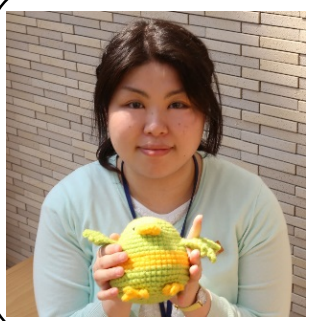

昨年度からリポジトリに携わるようになり、月刊DRFやメーリングリストに助けられてきました。まだまだ知らないことも多い状態ですが、皆様と一緒に勉強しつつ活動していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

近藤絵理子（北海道大学）

機関リポジトリ担当者として「かけだし」のレベルでありますが、情報の収集・共有をこの月刊DRFを中心に貪欲に行っていきたいと思います。リポジトリに関する新発見を楽しみにしつつ。どうぞよろしくお願いいたします。

前田翔太（北海道大学）

【特集2】機関リポジトリ担当者のための

クリエイティブ・コモンズってなに？

博士、最近いろいろなリポジトリをチェックしてみたのですが、一部のコンテンツがクリエイティブ・コモンズ・ライセンスで公開されていました。このライセンスはオープンアクセスジャーナルや写真公開サイトなどでも見かけますが、いったいどのようなものなのでしょうか。

ほほう、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスか。最近はデータ公開の文脈などでもよく聞くのう。機関リポジトリの担当者もあらためて確認しておいた方がよいじゃろうな。

1．クリエイティブ・コモンズとは

クリエイティブ・コモンズ（CC）は、著作物の共有や再利用を促進するために、CCライセンスといったインターネット時代に即した法的・技術的インフラの開発や普及を行っている団体です[1]。インターネットの発達により、教育、研究、文化活動等の成果は原理としてはアクセスや共有が容易となりました。しかしながら、法的側面からみると、多くの場合は権利者へ都度の許諾が必要であるなど、作品の共有や利用に関する障壁は依然として高く残っています。CCは、ビジョンを「インターネットの最大の可能性、誰もが研究教育へのアクセスや文化活動への参加ができる、新しい時代の開発・成長・生産を促進すること」[1]と定めており、インターネットと著作権を調和させるインフラを構築しています。

なお、日本においてはクリエイティブ・コモンズ・ジャパン(活動母体: NPO法人コモンスフィア)[2]がCCライセンスの普及などの活動を行っています。

2．クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）は、「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール[3]であり、法律ではありませんが、利用許諾契約として原則的に法的な効力を持つものです。事実上、著作権に規定されるすべての権利を保持している状態（一般に”All Rights Reserved”などの表記で主張される）とパブリックドメインのあいだに作品を置くという意味合いから、”Some Rights Reserved”限定された権利を主張するライセンス形式といわれています[3][4]。

2001年にバージョン1.0が発表され、その後、幾度かの改定を経て現在はバージョン4.0が公開されています。バージョン4.0は以下のような点が改善されており、CCは特別な事情がない限り、バージョン4.0のライセンスを使用することを勧めています[5]。

著作権周辺法規との関係を明確化

パブリシティ権などの人格権、著作者人格権はCCライセンスでライセンスされるものではありませんが、ライセンスされた権利が行使される範囲において、権利者はそれらの権利を主張しないことが明文化されています。また、データベース権利（日本では明確な法制化はない）はライセンス範囲であること、商標・特許などはライセンスされないことが明確に書かれています[6]。

全世界で共通化

バージョン3系までは特定の国を想定しない(generic、unported)ライセンスと各国や地域の法体系に適応されたライセンスの提供を行ってきました。バージョン4.0においては世界中でそのまま使える国際(international)ライセンスへと一本化されました[7]。

詳しい情報やその他の変更点については以下を参照じゃ！
https://creativecommons.org/Version4/

3．CCライセンスの種類

CCライセンスは、作品利用のための条件として４つの要素(表１)を持っています。そして、これらの組み合わせにより計６種類のライセンス（図１）が定義されています。各ライセンスは、**要素で表されている条件を守れば、その作品を自由に使ってもよい**という意味をもちます。例えばCC-BY-SA(表示-継承)ライセンスが付与された作品は、「適切なクレジット表示を行い、その作品を使い作成した作品を同じCC-BY-SAライセンスで配布する場合においては、作品を使ってよい」ことになります。

また、CCライセンスに含まれるものではありませんが、CCは作品がパブリックドメイン（作品の知的財産権が放棄されたまたは消滅した状態）であることを示すためのツールや著作権などを破棄するためのツールを提供しています(表２)[9] 。

表1 CCライセンスの要素

アイコン[8]	名前	意味
	BY (Attribution) 表示	適切なクレジット表示を行うこと。
	NC (NonCommercial) 非営利	非営利の利用に限ること。
	SA (ShareAlike) 継承	二次利用により作成した作品を、元の作品と同じライセンスで提供すること。
	ND (NoDerivatives) 改変禁止	元の作品を改変をしないこと。

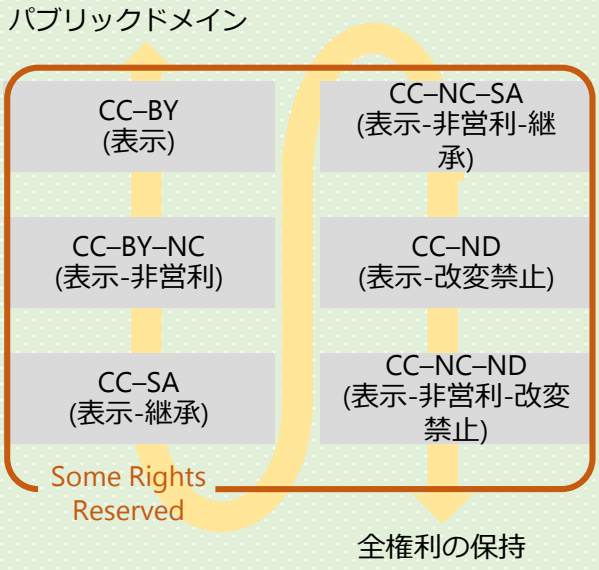

図1 CCライセンスの種類

表2 その他のツール（パブリックドメイン）

ツール名	意味
パブリックドメインマーク	作品が**すでにパブリックドメインであること**を示す。著作権保護期間の違いなどにより、世界中に一つでも著作権が存続する国がある場合、利用は推奨されていない。
CC0	作品の権利者が、その**作品について有している著作権やそれに類する権利を全て放棄すること**（ただし法律で放棄できる範囲において）を示す。

4．CCライセンスのしくみ

CCライセンスは表3のような３層構造を持っています。通常のライセンス契約と同じように、法に照らし合わせて厳密に記載されたライセンス文書をリーガルコードと呼びます。この層によりライセンスの実効性が確保されます。しかし、法律の専門家ではない一般の作品作成者や利用者にとってリーガルコードの理解は容易とはいえません。そこで、一般の人にもわかりやすくライセンスの内容を伝えるためのもの(層)としてコモンズ証が提供されています。また、その他に、人だけではなくウェブやソフトウェアもCCライセンスが付与された作品について理解できるように、メタデータを記述することが推奨されています。このデータに基づき、Googleなどでは、「自由に利用できる作品」が検索できる仕組みが提供されています。作品の利用条件をわかるようにしておくことで今後、様々なサービスがうまれてくるかもしれません。

表3 CCライセンスの３層

アイコン	説明
リーガルコード(ライセンス原文、利用許諾)	**法律の専門家向け**の文書。作品の利用許諾について厳密に書かれたものであり、法的な実効性があるもの。 例）http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
コモンズ証	**一般向け**にリーガルコードを要約したもの。作品の作成者、二次利用者にとってわかりやすく許諾内容を示すことができる。ただし、CCライセンスにおける許諾内容はあくまでリーガルコードであり、コモンズ証はリーガルコードに変わるものではない。 例）http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode
メタデータ	作品に関する情報（ライセンスも含む）を**機械可読性のある形**で記述したもの。検索エンジンなどのソフトウェアが利用する。RDF(Resource Description Framework)を採用しており、ファイルフォーマットによって様々な記述方法があるが、HTML内に埋め込む場合には主にRDFaという記述方法が使われている。 例）上から、作成者・作品タイトル・ライセンス 作成者 タイトル クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 ライセンス

5．CCライセンスのつけ方

CCライセンスをつけるにあたり、申請や登録などは必要ありません。付与の際には、ライセンスの種類、バージョン、またバージョン4.0以外の場合は準拠地域を決定して、適切な形で記述します。また、付与に先立ち、次のようなことを確認/理解する必要があります[5]。

(1)利用者にライセンスした内容は取り消せない

CCライセンスのもとでの作品配信をやめることに制限はありませんが、すでに出回っている二次利用作品について、作品の配信停止を強制したり、利用の停止を求めることはできません。

(2)ライセンス付与は適切か？

CCライセンスは著作権で保護される作品についてのみ効力があるため、すでにパブリックドメインであるものにつけても意味はありません。また、商標については、利用が馴染まない部分があるとしてCCライセンスの使用は非推奨とされています。他にもコンピュータソフトウェアについては、ソフトウェア用に設計された他のライセンスを使用することが勧められています。

(3)自分が権利を持っている作品か？

もし、他者が著作権等を持つ部分が含まれている場合は、ライセンスの付与にあたり権利者から許諾を得る必要があります。なお、他者の権利部分についてはライセンス付与の範囲外とすることも可能です。ライセンスの適用除外部分、他者がライセンスしている部分などは、そのことが明確にわかるようにする必要があります。

(4)どのライセンスを付与するか？

CCはライセンス選択のためのツールを用意しています(https://creativecommons.org/choose/)。「改変された作品の共有を許すか」「作品の商用利用を許すか」という二つの質問に答えることにより適切なライセンスが選択できます。

なお、CCライセンスではその内容に制約を加えることはできません（加えた場合はCCライセンスと呼べない）。例えば、CC-BY-NCを付与しながら「教育・研究目的に限る」などと制限することは認められません。ただし、CCライセンスは非排他的であるため、複数のライセンスをつけることは可能です。例えば、CC-BY-NCをつけつつ「教科書への転載など教育目的の商用利用を許す」内容を含む別のライセンスを設定することは制限されません。

参考文献

[1] https://creativecommons.org/about/
[2] https://creativecommons.jp/
[3] https://creativecommons.jp/licenses/
[4] https://creativecommons.jp/faq/detail/
[5] https://creativecommons.org/faq/
[6] https://wiki.creativecommons.org/wiki/License_Versions
[7] https://creativecommons.org/Version4/
[8] https://creativecommons.org/about/downloads/
[9] https://creativecommons.org/publicdomain/

そのほか、https://creativecommons.org、https://creativecommons.jp以下のページを参考にしています。

連載　第18回

インディーズでやっていくということ

A longitudinal study of “indie OA journals”

2002年に何をやっていたか覚えていますか？　当時僕はまだ高校2年生で、そろそろ受験を意識しだすものの、実際には試験期間前に勉強するくらいで普段は遊んでいました。たまに勉強するときにかけていたのは2001年に発売され、売上280万枚のヒットを飛ばしたインディーズバンド、MONGOL800のアルバム”MESSAGE”で、友達からCDを借りてカセットテープに録音して聞いていました。テープのタイトルに”MASSAGE”と間違えて書いてそのままになっていたのを思い出します。そんな風に日本のインディーズ音楽シーンが盛り上がっていた頃、学術情報流通の世界ではインディーズOA雑誌が盛り上がっていた…というのは我ながら無理があるつなぎですが、今回はそんなメジャーに属さない「インディーズOA雑誌」の話題です。

OA雑誌研究をよくしているフィンランドのBjork氏らがPeerJで発表した論文” A longitudinal study of independent scholar-published open access journals”では、出版者等に属さない、研究者が有志で立ち上げ、運営するOA雑誌を”independent”あるいは”indie”なOA雑誌と定義しました[1]。今でこそOA雑誌と言えばPLOSなどのOA専門の出版者、あるいはSpringe NatureやElsevierなどの購読型雑誌も発行する企業が、APCから収入を得て行う事業になりました。しかし1990年代～2000年代初頭には、新たなメディアであるインターネットを使って、研究者自らがHTMLを編集したりしつつ立ち上げたサイトが多数あったそうです。初期のOAに関する議論ではOA雑誌の例としてそれらのインディーズOA雑誌が取り上げられることも多く、Bjork氏らはそうして論文等で紹介されたOA雑誌250誌をリストアップし、その現状を調査しました。対象雑誌はすべて2002年以前に創刊されたものです。

研究者が個人でやっている雑誌ですし、その後OA運動が発展し、大手出版等もあらわれたことでシェアを失い、多くは潰れてしまっているのではないか…とも思うところでしたが、意外にも多くのインディーズOA雑誌が現在でも継続されていました。250誌中127誌とギリギリ過半数の雑誌は2014年まで新たな論文を出版しており、うち12誌は購読型雑誌に切り替わっていましたが、115誌は今もOA雑誌でした。さらにほとんどの雑誌は今もAPCを取らない、手弁当で刊行され続けているとのことです。掲載論文数に至っては、現在まで生き延びている雑誌に限れば、2002年当時は年間12本（中央値）だったのが、2014年には18本（中央値）と、増加してもいました。すでに終刊している雑誌については、刊行開始から6～9年の時点に終刊の波があり、それを過ぎれば長く続く雑誌が多かったとのことです。論文の後半では生き延びた5誌についての詳細なケーススタディも載っており、中には”Information Research”や”First Monday”等、図書館情報学関連の雑誌の話題もあります。

今やOA雑誌のメジャー・シーンはAPCによるビジネスモデルであり、インディーズ雑誌は「そういえばあったねえ」という存在かもしれません。しかし案外生き延びていて、小さいながらも前より活発になっていると聞くと、昔好きだった日記サイトを久々に見たらまだ更新されていたような、変な嬉しさを覚えます。この先の10年も変わらないインディーズ活動に期待したいところです。すっかり更新を停止してしまっている自分のブログもたまには更新してみましょうか…。

[1] https://peerj.com/articles/1990/

佐藤　翔
同志社大学免許資格課程センター助教。
ブログ「かたつむりは電子図書館の夢をみるか」（http://d.hatena.ne.jp/min2-fly/）管理人。

■次号予告■

NII学術情報基盤オープンフォーラム(予定) / 連載：今そこにあるオープンアクセス